税務資料の写しの交付に係る申出書

　　　　年　　　月　　　日

堺　市　長　様

堺市税務資料の写しの交付に関する要領第４条の規定により、次のとおり税務資料の写しの交付を申し出ます。なお、非公開部分についての異存はありません。

|  |
| --- |
| **申出者**（申出者が法人その他の団体にあっては所在地、名称及び代表者氏名を記入の上、社印または代表者印を押印してください。） |
| 住所(所在地) | (郵便番号)　　　　　 -　　　　 |
| 氏名(名称・代表者氏名) |  |
| 電話番号 |  |
| **税務資料の名称又は税務資料を特定するために必要な事項** |
|  | 発行枚数　　　 枚 |
| 本人以外の方が秘密事項を含む税務資料を請求するときは、本人に関する下記の事項を記入してください。（本人が法人その他の団体にあっては所在地、名称を記入してください。） |
| 住所(所在地) | (郵便番号)　　　　　 -　　　　 |
| 氏名(名称) |  |

注意　 １　各欄に必要な事項を記入し、申出に係る税務資料を管理している所管課に提出してください。

２　「税務資料の名称又は税務資料を特定するために必要な事項」は、できるだけ具体的に記入してください。

３　秘密事項（守秘義務のある情報）が含まれる税務資料の提供には、申出者の本人確認書類（運転免許証や健康保険証等）が必要です。申出者が本人以外の場合は、窓口に来られた申出者の本人確認書類のほか、任意代理人にあっては委任状、法定代理人にあっては代理権の有無が確認できるものを提出又は提示してください。なお、法人その他の団体の代理人の場合は、委任状に社印もしくは代表者印を押印してください。

４　必要に応じ、本人確認書類をコピーさせていただく場合があります。また委任状は原本、法定代理人の代理権の確認の書類はコピーをいただきます。

５　写しの交付は全てA3サイズ以下の白黒コピーのみの対応です。

６　写しの交付及び郵送に要する費用は、申出者の負担となります。写しの交付のために必要な金額は、A3サイズ以下白黒コピー一枚につき10円（両面コピーの場合は片面につき10円）です。

７　この申出により交付される写しは、本人以外の個人情報や他の法令等で提供や公開が禁じられている情報等がある場合、あらかじめ除外してあるか、墨塗りを施した状態で交付されます。

８　写しの交付は後日となる場合があります。

|  |
| --- |
| 堺市使用欄 |
| 申出者の本人確認欄（秘密事項を含む税務資料の提供時）　 |
| □　本人□　代理人（ 任意 ・ 法定 ） | □個人番号カード　□運転免許証　□国民年金手帳　□健康保険証　□在留カード等　□身体障害者手帳　□パスポート　□その他（　　　　　　　　　） |
| 任意代理人の場合 | □委任状 |
| 法定代理人の場合 | □法定代理権の確認（　　　　　　　　　　　　　） |
| 申出書受付日 | 　　年　　月　　日  | 写しの交付日 | 　　年　　月　　日 | 発行枚数・交付の費用 | 　　　枚 　　　　円 |
| 備考 | 受付者名 |  |
| 点検者名 |  |
| 日計 |  |